

1990年以降の財政膨張と国債発行の特徴

中 島 将 隆

要 旨

ギリシャの財政危機が契機となって、主要国では財政健全化の目標が作成されている。2010年6月のG20トロントサミット宣言では、「強固で持続可能かつ均衡ある成長のための枠組みをつくる」ため、先進国は2013年までに少なくとも赤字を半減させ、2016年までに政府債務の対GDPを安定化または低下させる財政計画を作成することにした。ところが、日本は例外扱いで、財政状態は最悪だから、日本の財政健全化目標は先延ばしにしてよろしい、ということになった。なんとも、不名誉なことである。

なぜ、日本の政府債務は世界最悪になったのだろうか。振り返ってみると、1990年度には赤字国債依存体制から脱却し、1991年から1993年までの間、赤字国債発行額がゼロとなった。ところが、2010年度の赤字国債発行額は約38兆円、赤字国債発行比率は86%、国債依存度は実に48%である。この間、政府債務残高は急増し、2010年度には国と地方を合わせた政府債務残高は862兆円となる。今日では、持続可能な財政制度の維持が不可能、と深刻な議論が続いている。赤字国債依存体制から脱却して僅か15年後、なぜ短期間に財政赤字が拡大し、政府債務残高が途方もない金額に膨れ上がったのだろうか。

急激な財政膨張と財政赤字の拡大は、通常、戦争やテロ対策、経済危機など国家が危機的な状況下で発生する。冷戦体制が終了してもテロ対策や国家主権を守るため、今日なお各国は軍事費を削減することができず軍事費の膨張に悩まされている。日本の場合、軍事費の対GDPは1%であり、世界中で最低水準にある。日本は軍事費の膨張から開放されている。また、リーマンショックによって拡張的財政政策が採られたが、これは日本だけでなく各国とも共通している。むしろ日本の場合、海外と比較して財政支出は過大であったとはいえない。

日本の財政は軍事費の膨張から開放されているにもかかわらず、財政赤字は拡大を続けている。日本の政府債務が世界最悪となった原因、この原因を明らかに

するには、歳出構造と歳入構造を分析し、なぜ、財政赤字が拡大していったか、この点を解明する必要がある。以下では、一般会計に焦点を当て、1990年以降における財政構造の特徴を分析していく。

目次

- I. 1990年以降の財政構造の特徴
 - II. なぜ財政支出は膨張を続けているか
 - 1. 一般会計歳出の特徴
 - 2. なぜ社会保障関係費が増加するか
 - 3. 公共事業費は国際水準から見るとなお高水準
 - 4. 防衛費と文教費の特徴
 - 5. 政権交代とマニフェスト
 - III. なぜ税収は減少を続けているか
 - 1. 累進課税率のフラット化—所得税と資産税の減税—
 - 2. 特別減税と恒久的減税
 - 3. 消費税の導入と問題点
 - IV. 財政支出の膨張と減税政策が招いた政府債務の累増
 - 1. 逆転した国債発行の論理—減税特例公債の発行—
 - 2. 赤字国債無制限発行への移行
 - 3. 累増する政府債務残高
 - 4. 財務省の「国債残高の増加要因」分析
- むすびに代えて
参考文献

I. 1990年以降の財政構造の特徴

図表1は、1975年度（昭和50年度）から2010年度（平成22年度）までの一般会計の歳入と歳出の推移をみたものである。この図をみながら、1990年以降の財政構造の特徴をみていきたい。

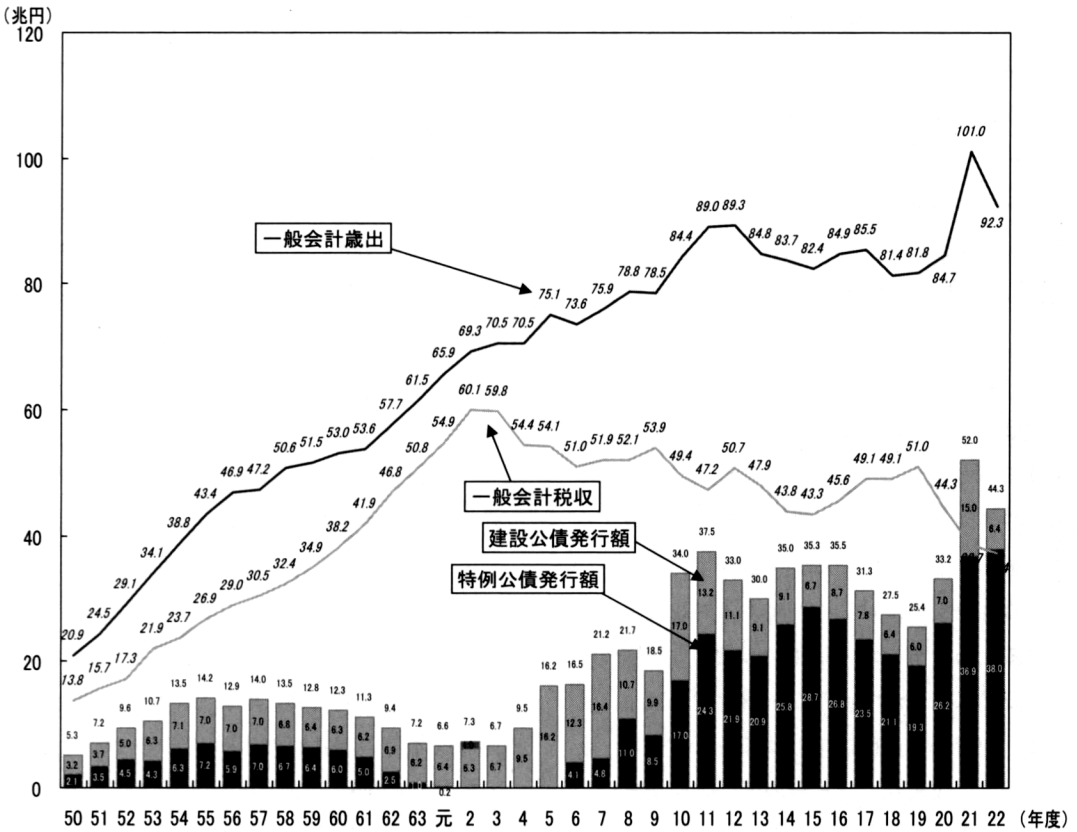
まず、一般会計歳出をみると、昭和50年度から平成22年度までの間、一貫して右上がり膨張を続けている。昭和50年度と平成21年度、22年度を比較すると21兆円から101兆円、92兆円となって、歳出は約4倍強に増加している。特に政権交代が行われた21年度には前年の84.7兆円から101兆円に急増している。

次に、税収の推移をみると、昭和年代と平成年代とでは、そこに決定的な相違点を見出すこ

とができる。昭和50年代の税収は一貫して増加し、かつ、歳出と平行に増加している点に特徴がある。ところが、平成元年以降になると、この動きは完全に逆転する。歳出は右上がり増加するが、税収は右下がりとなり減少する。税収収入が減少した原因は、ひとつには、低経済成長と景気後退によるものであろう。平成19年度の税収は51兆円であったが、平成22年度に37.4兆円に激減している。とはいえ、税収は平成時代になって一貫して減少を続けているから、税収減の原因は、単に循環的要因によるだけでなく、構造的要因に起因することを示唆している。

新規国債発行についてはどうか。昭和50年度以降、日本は大量国債発行の時代となる。だが、昭和50年代と平成時代とでは、そこに大きな相違がみられる。

図表1 1990年以降の財政構造の特徴



- (注1) 平成21年度までは決算，22年度は当初予算による。
- (注2) 上表の平成22年度の一般歳出には，便宜上，決算不足補てん繰戻（0.7兆円）を含めている。平成22年度の決算不足補てん繰戻を除いた一般歳出は53.5兆円。
- (注3) 歳入の「その他収入」とは，営業益金及営業収入（病院収入など），政府資産整理収入（国有財産売却収入や回収金収入など）及び雑収入（日本銀行等による納付金や特別会計からの受入金など）等である。
- (注4) 平成2年度は，湾岸地域における平和回復活動を支援するための財源を調達するための臨時特別公債を約1.0兆円発行。
- [出所] 財務省「日本の財政関係資料」平成22年。

まず，発行額についてである。平成年代の国債発行額は昭和50年代の発行額と比較にならないほど巨額である。図表1でみるように，昭和55年度の国債発行額は14.2兆円に達したが，昭和50年代ではこの額を超える年度は他にない。ところが，平成5年度以降になると，どの年度をみても昭和55年度のピークを大幅に上回っている。そして，平成21年度になると，ついに，国債発行額は税収入を大幅に上回る事態を迎え

ることになった。この状態は平成22年度も継続している。

次に，国債依存度をみると，昭和50年代を通じて30%を超えたのは52年度から55年度までの4年間であり，かつ，35%を超えたことはない。ところが，平成10年度以降になると，40%の水準が常態化し，平成21年度には52.1%となった（後掲図表12参照）。

更に，発行される国債は赤字国債（特例公

債)が中心となった。昭和50年代の国債は建設国債が中心であり、55年度のみ赤字国債が僅かに上回った。ところが、平成年代にはいと建設国債と赤字国債の発行額は逆転する。平成9年度から赤字国債発行額が建設国債を上回り、以後、赤字国債が圧倒的となる。平成22年度の赤字国債発行比率は、実に85.7%に達し、国債発行は赤字国債発行と言っても過言ではない。

以上にみてきたように、財政支出は昭和50年代も平成年代も一貫して増加しているが、歳入構造は決定的に異なる。税収は一貫して減少を続けているが、この減少は単に景気後退による循環的要因だけでなく、構造的要因に起因することを強く示唆している。新規国債発行は、膨張する財政支出に対して不足する財政資金を補填するためであった。昭和50年代は大量国債発行の時代といわれているが、昭和50年代中ごろ以降、国債発行額は毎年、減額されている。ところが、平成年代では小泉内閣の時期を除いて発行額は膨張を続けた。財政支出を抑制することなく、かつ、税収入確保の努力を放棄すれば、その行き着く先は政府債務の累増である。

以下では、なぜ、財政支出は膨張を続けているか、なぜ、1990年以降になると税収は減少していくのか、その帰結としての国債発行増発の特徴はどの点にあるか、を検討していく。

II. なぜ財政支出は膨張を続けているか

1. 一般会計歳出の特徴

なぜ財政支出が膨張を続けているか、この点を明らかにするため、まず、一般会計歳出の構成を見ていくことにする。図表2は、一般会計

歳出予算を主要経費別に分類し、金額、比率、伸び率の推移をみたものである。一般会計歳出は国債費、地方交付税、一般歳出から構成されている。昭和50年度以降の推移をみると、地方交付税の歳出総額に占める比率はほぼ20%と安定的に推移している。ところが、国債費の比率についてみると、昭和50年度は4.9%であったが、昭和60年度には19.5%に急増している。その後、徐々に増え続け、平成22年度には22.4%にまで増加している。一般歳出は歳出総額から地方交付税と国債費を差引いて計上されるから、昭和50年度以降については、国債費の比率が増加すると一般歳出の比率は低下することになる。昭和60年度の一般歳出の比率は62.1%であったが、平成22年度には57.9%に低下した。

国債費は国債の利払費と償還額の合計だから、国債の増発と共に増加していく。上述した昭和60年度の利払費の比率が急増したのは、昭和50年代の国債大量発行の結果である。ところが、昭和60年度と平成22年度を比較すると、この間、国債発行額は昭和50年代とは比較にならないほど急増しているが、国債費はそれほど増加していない。昭和60年度の国債発行残高は134兆円、平成22年度は637兆円、発行残高はこの間、4.8倍に増加している。にもかかわらず、国債費は昭和60年度10.2兆円、平成22年度20.6兆円と僅か2倍しか増加していない。

国債発行残高が急増しているにもかかわらず、国債費の増加は軽微であった。増加が軽微となったのは、この10年以上、ゼロ金利政策によって超低金利が継続しているからである。長期金利の低下が継続すると、新規国債だけでなく、借換債も低利で発行される。過去に発行された高利の国債が低利で借り換えられ、この部分、利払費が低下する。今日、借換債の発行額

図表2 一般会計歳出予算の主要経費推移

(金額：億円)

| | 昭和30 | 40 | 50 | 60 | 平成7 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 |
|-----------|-------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 一般会計歳出総額 | 9,915 | 36,581 | 212,888 | 524,996 | 709,871 | 817,891 | 821,109 | 821,829 | 796,860 | 829,088 | 830,613 | 885,480 | 922,992 |
| 国債費 | 434 | 220 | 10,394 | 102,242 | 132,213 | 167,981 | 175,686 | 184,422 | 187,616 | 209,988 | 201,632 | 202,437 | 206,491 |
| 地方交付税等 | 1,374 | 7,162 | 44,086 | 96,901 | 132,154 | 173,988 | 164,935 | 160,889 | 145,584 | 149,316 | 156,136 | 165,733 | 174,777 |
| 一般歳出 | 8,107 | 29,198 | 158,408 | 325,854 | 445,504 | 475,922 | 476,320 | 472,829 | 463,660 | 469,784 | 472,845 | 517,310 | 534,542 |
| 一般歳出内訳 | | | | | | | | | | | | | |
| 社会保障関係費 | 1,012 | 5,164 | 39,269 | 95,736 | 139,898 | 189,907 | 197,970 | 203,808 | 205,739 | 211,409 | 217,824 | 248,344 | 272,686 |
| 公共事業関係費 | 1,466 | 6,886 | 29,095 | 63,689 | 92,406 | 80,971 | 78,159 | 75,310 | 72,015 | 69,473 | 67,352 | 70,701 | 57,731 |
| 文教及び科学振興費 | 1,173 | 4,757 | 26,401 | 48,409 | 60,777 | 64,712 | 61,330 | 57,235 | 52,671 | 52,743 | 53,122 | 53,104 | 55,860 |
| 防衛関係費 | 1,328 | 3,014 | 13,273 | 31,371 | 47,236 | 49,530 | 49,030 | 48,564 | 48,139 | 48,017 | 47,797 | 47,741 | 47,903 |
| その他の事項経費 | 2,215 | 5,637 | 27,027 | 43,245 | 45,079 | 51,306 | 52,784 | 52,167 | 51,222 | 51,945 | 49,071 | 50,642 | 51,968 |

(比率：%)

| | 昭和30 | 40 | 50 | 60 | 平成7 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 |
|-----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 一般会計歳出総額 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 国債費 | 4.4 | 0.6 | 4.9 | 19.5 | 18.6 | 20.5 | 21.4 | 22.4 | 23.5 | 25.3 | 24.3 | 22.9 | 22.4 |
| 地方交付税等 | 13.9 | 19.6 | 20.7 | 18.5 | 18.6 | 21.3 | 20.1 | 19.6 | 18.3 | 18.0 | 18.8 | 18.7 | 18.9 |
| 一般歳出 | 81.8 | 79.8 | 74.4 | 62.1 | 62.8 | 58.2 | 58.0 | 57.5 | 58.2 | 56.7 | 56.9 | 58.4 | 57.9 |
| 一般歳出内訳 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 社会保障関係費 | 12.5 | 17.7 | 24.8 | 29.4 | 31.4 | 39.9 | 41.6 | 43.1 | 44.4 | 45.0 | 46.1 | 48.0 | 51.0 |
| 公共事業関係費 | 18.1 | 23.6 | 18.4 | 19.5 | 20.7 | 17.0 | 16.4 | 15.9 | 15.5 | 14.8 | 14.2 | 13.7 | 10.8 |
| 文教及び科学振興費 | 14.5 | 16.3 | 16.7 | 14.9 | 13.6 | 13.6 | 12.9 | 12.1 | 11.4 | 11.2 | 11.2 | 10.3 | 10.5 |
| 防衛関係費 | 16.4 | 10.3 | 8.4 | 9.6 | 10.6 | 10.4 | 10.3 | 10.3 | 10.4 | 10.2 | 10.1 | 9.2 | 9.0 |
| その他の事項経費 | 27.3 | 19.3 | 17.1 | 13.3 | 10.1 | 10.8 | 11.1 | 11.0 | 11.0 | 11.1 | 10.4 | 9.8 | 9.7 |

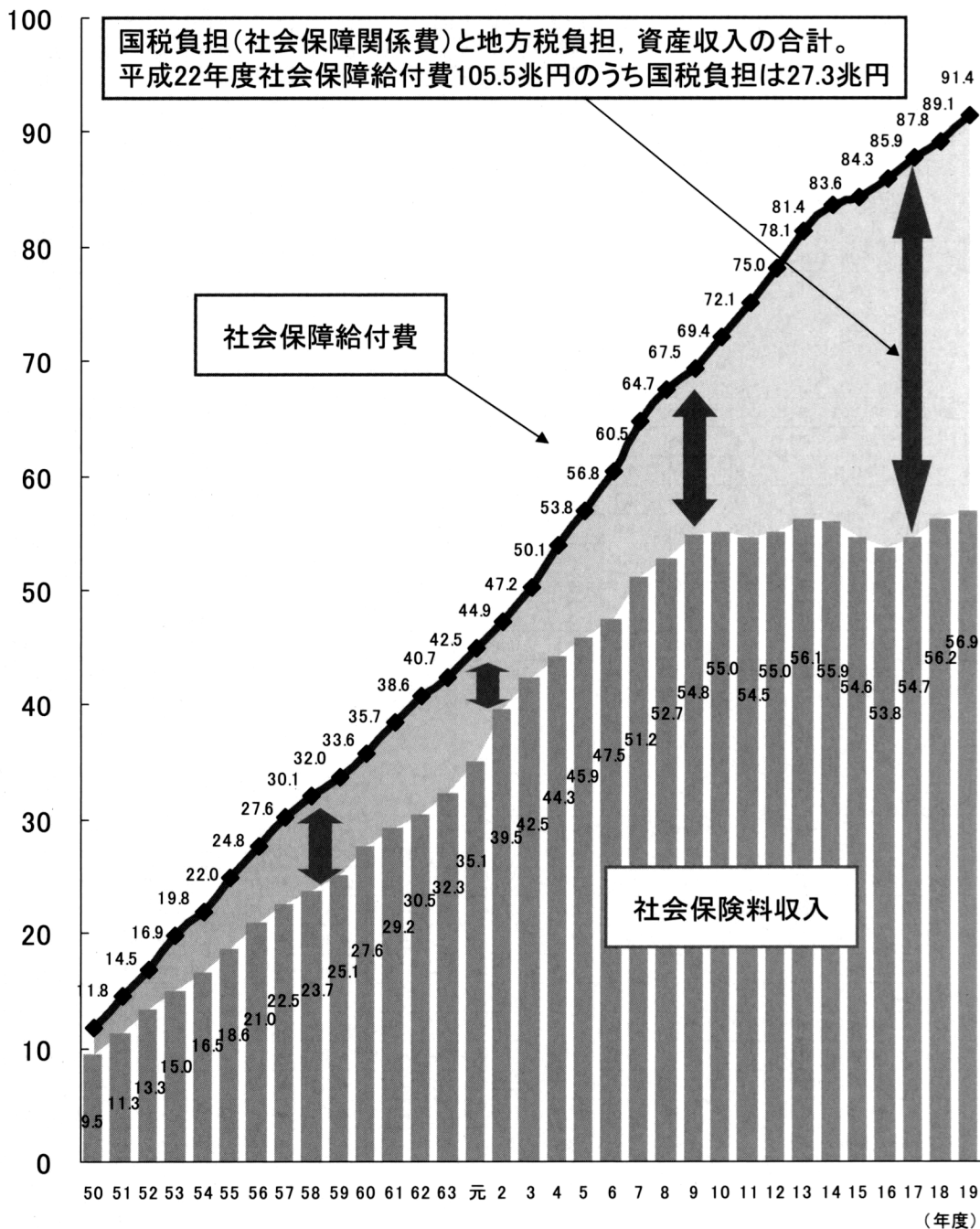
(伸び率：%)

| | 30→40 平均 | 40→50 平均 | 50→60 平均 | 60→7 平均 | 14→15 伸び率 | 15→16 伸び率 | 16→17 伸び率 | 17→18 伸び率 | 18→19 伸び率 | 19→20 伸び率 | 20→21 伸び率 | 21→22 伸び率 |
|-----------|-------------|-------------|-------------|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 一般会計歳出総額 | 13.9 | 19.3 | 9.4 | 3.1 | 0.7 | 0.4 | 0.1 | ▲3.0 | 4.0 | 0.2 | 6.6 | 4.2 |
| 国債費 | ▲6.5 | 47.0 | 25.7 | 2.6 | 0.8 | 4.6 | 5.0 | 1.7 | 11.9 | ▲4.0 | 0.4 | 2.0 |
| 地方交付税等 | 18.0 | 19.9 | 8.2 | - | 2.3 | ▲5.2 | ▲2.5 | ▲9.5 | 2.6 | 4.6 | 6.1 | 5.5 |
| 一般歳出 | 13.7 | 18.4 | 7.5 | 3.2 | 0.1 | 0.1 | ▲0.7 | ▲1.9 | 1.3 | 0.7 | 9.4 | 3.3 |
| 一般歳出内訳 | | | | | | | | | | | | |
| 社会保障関係費 | 17.7 | 22.5 | 9.3 | 3.9 | 3.9 | 4.2 | 2.9 | 0.9 | 2.8 | 3.0 | 14.0 | 9.8 |
| 公共事業関係費 | 16.7 | 15.5 | 8.1 | 3.8 | ▲3.9 | ▲3.5 | ▲3.6 | ▲4.4 | ▲3.5 | ▲3.1 | 5.0 | ▲18.3 |
| 文教及び科学振興費 | 15.0 | 18.7 | 6.3 | 2.3 | ▲3.4 | ▲5.2 | ▲6.7 | ▲8.0 | 0.1 | 0.7 | ▲0.0 | 5.2 |
| 防衛関係費 | 8.5 | 16.0 | 9.0 | 4.2 | ▲0.1 | ▲1.0 | ▲1.0 | ▲0.9 | ▲0.3 | ▲0.5 | ▲0.1 | 0.3 |
| その他の事項経費 | 16.9 | 4.8 | 0.5 | 1.0 | 2.9 | ▲1.2 | ▲1.8 | 1.4 | ▲5.5 | 3.2 | 2.6 | |

〔出所〕 財務省「財政関係基礎データ」平成22年6月より作成。

図表3 急増する社会保障費と財源

(兆円)



[出典] 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」

[出所] 財務省「日本の財政関係資料」平成22年8月。

は新規債発行額の数倍に達している。高利国債が低利国債に借り換えられることによって、国債発行額が急増しているにもかかわらず、国債費の増加が抑制されているのである。

一般歳出の各項目については、以下、節を改めてそれぞれの項目の特徴を検討していくことにしよう。

2. なぜ社会保障関係費が増加するか

社会保障関係費は、金額・比率・伸び率ともに最大の支出項目である。金額で見ると、毎年、税収入の如何にかかわらず1兆円強の増加が続いている。一般歳出の中で社会保障費の占める比率をみると昭和60年には29.4%であったが、平成年代に入ると年を追って増加を続け、平成22年度では51%になった。伸び率も同様で、他の支出項目は平成10年代後半から減少しているが、社会保障関係費は突出している。なぜ、社会保障関係費は増加を続けているのか。

社会保障関係費とは、介護・福祉、医療、年金等の社会保障給付費のうち国税負担の財政支出である。図表3は、急増する社会保障給付費の推移をみたものである。社会保障給付費の財源は社会保険料収入と国税・地方税、資産収入である。社会保険料収入で不足する財源は税と資産収入で充当されるが、不足する財源の圧倒的部分は税であり、一般会計による国税負担が社会保障関係費である。

社会保障給付費が増加するのは、過去に前例のないスピードで少子高齢化が進んでいることに起因している。日本の少子高齢化のスピードは諸外国でも経験したことがない。ここでの問題は、社会保障給付費は増大しているのに対し、財源が給付費の増大に対応していない点である。

具体的に数字をあげてみよう。昭和60年度、平成7年度、平成15年度、平成22年度を比較すると、社会保障給費は34兆円、61兆円、84兆円、106兆円と急増しているが、社会保険料収入は28兆円、51兆円、55兆円、59兆円であり、給付金の急増に対して保険料収入が対応していない。保険料収入の停滞は、年金制度に対する不信から年金積立金の不払いが拡大していることにもよるが、最大の原因は少子化による保険料負担人口の減少である。保険料収入が停滞しているにもかかわらず、高齢化の進展で給付費は増大せざるを得ない。この差額は国税と地方税によって負担され、この間の一般会計の負担額は、6兆円、14兆円、19兆円、27兆円と飛躍的に激増することになった。

現在の社会保障制度の維持を前提にすれば、社会保障関係費は従来と同じペースで毎年、1兆円強ずつ増加していく。社会保障関係費の増加は不可避といわねばならない。政府が負担する社会保障関係費の財源をいかにして調達するか、持続可能な社会保障制度をいかに構築するか、日本の財政制度が直面する最大の課題である。

3. 公共事業費は国際水準から見るとなお高水準

社会保障関係費に次いで大きな支出項目は公共事業関係費である。一般歳出に占める公共事業関係費の比率は、平成22年度では10.8%だが、近年では比率・金額共に減少し、伸び率はマイナスが続いている。昭和年代では公共事業関係費が社会保障関係費を大幅に上回る時期もあった。平成時代になると公共事業は相対的に低下していくが、この低下は一様ではない。

図表4は、平成時代の公共事業関係費の推移

をみたものである。平成5年、7年、10年には当初予算を上回る補正予算が計上されている。特に、平成10年度の公共事業関係費は当初予算の9兆円から補正段階では15兆円となった。この時期、公共事業関係費が膨張したのは連立政権による政局の不安定化とバブル崩壊の対応策であった。この対策として大型公共予算が編成され、無条件の予算要求が容認され、加えて公共事業一律35%予算要求拡大を求めた。その結果、公共事業関係費が著しく膨張した。その後も、公共事業関係費の補正予算は当初予算を上回る状態が継続している。

近年、公共事業関係費は縮小されてはいる。しかし、国際水準と比較すると、なお、高水準にあることを留意すべきであろう。

4. 防衛費と文教費の特徴

文教及び科学振興費と防衛関係費は、それぞれ公共事業関係費に次ぐ歳出項目である。文教費の一般歳出に占める比率は減少を続けているが、これは少子化による公教育費の減少による。科学振興費については一般歳出の伸び率を上回っている。

防衛費についてはどうか。前掲図表2をみると、一般歳出に占める防衛費の割合は、昭和40年以降、約10%と一定している。日本の防衛費は、昭和51年の閣議決定で防衛費枠は対GDPの1%以内と決定された(三木内閣)。昭和62年の中曽根内閣の時、1%枠は撤廃されて総額明示方式に転換したが、防衛費が対GDP比1%を超えたことはない。総務省統計局の「世界の統計2007/2008」によると、日本の防衛費の対GDP比は0.9%で世界各国の中で最低水準である。ちなみに、アメリカは4%、イギリス2.9%、韓国2.7%、スイス1.8%となっている。

諸外国と比較すると、日本は永世中立国のスイスよりも低く、防衛費の重圧による財政圧迫から開放されている。仮に防衛費の対GDP比が先進国並みの水準になれば、現在の日本財政は破綻を免れないだろう。

5. 政権交代とマニフェスト

平成21年度、22年度の一般歳出は、政権交代とマニフェストにより、前年度より更に膨張した。平成20年度の一般歳出は47.3兆円であったが、21年度は51.7兆円、22年度は53.4兆円と膨張している。税収が激減しているにもかかわらず、一般歳出が膨張している。一般歳出が膨張したのは子供手当、農業の戸別所得補償、高校の実質無償化、高速道路の無料化等の新規の政策が登場したからだ。

新たな財政支出は、当初、従来の一般歳出を見直す「事業仕分け」等によって調達する、とマニフェストで明記されていた。ところが現実には、事業仕分け等による財源調達が不可能であることが明らかになった。にもかかわらず、今日までのところ、マニフェストの見直しや税制改革は行われていない。日本の財政は、今日、極めて困難かつ未知なる局面を迎えようとしている。

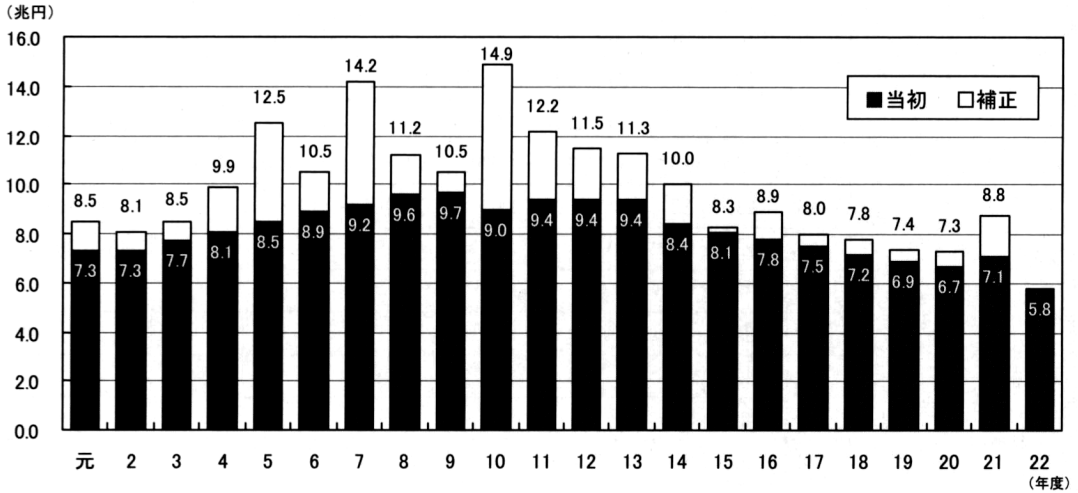
Ⅲ. なぜ税収は減少を続けているか

1. 累進課税率のフラット化—所得税と資産税の減税—

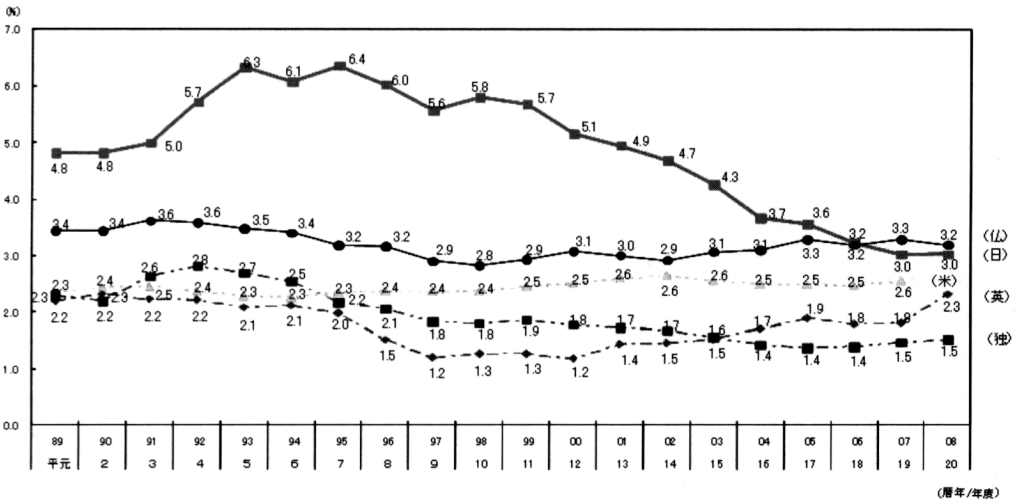
一般会計の歳入構造をみると、前掲図表1でみたように、一般会計税収の減少が1990年以降の大きな特徴であった。税収の減少は長引く景

図表4 公共事業関係費の推移

1. 公共事業関係費の推移



2. 一般政府の総固定資本形成(対GDP比)の推移



[出典] 日本は「国民経済計算」(内閣府)(年度ベース), 諸外国は「National Accounts 2008」(OECD)(暦年ベース)。

[出所] 財務省「日本の財政関係資料」平成22年8月。

図表5 所得税の税率構造の推移

| | 49年 | 59年 | 62年 | 63年 | 元年 | 7年 | 11年 | 19年 |
|------------------------|------------|------------|------------|----------|------------|------------|------------|------------|
| | % | % | % | % | % 万円 | % 万円 | % 万円 | % 万円 |
| | 10 | 10.5 | 10.5 | 10 | 10 (~ 300) | 10 (~ 330) | 10 (~ 330) | 5 (~ 195) |
| | 12 | 12 | 12 | 20 | 20 (~ 600) | 20 (~ 900) | 20 (~ 900) | 10 (~ 330) |
| | 14 | 14 | 16 | 30 | 30(~1,000) | 30(~1,800) | 30(~1,800) | 20 (~ 695) |
| | 16 | 17 | 20 | 40 | 40(~2,000) | 40(~3,000) | 37(1,800~) | 23 (~ 900) |
| | 18 | 21 | 25 | 50 | 50(2,000~) | 50(3,000~) | | 33(~1,800) |
| | 21 | 25 | 30 | 60 | | | | 40(1,800~) |
| | 24 | 30 | 35 | | | | | |
| | 27 | 35 | 40 | | | | | |
| | 30 | 40 | 45 | | | | | |
| | 34 | 45 | 50 | | | | | |
| | 38 | 50 | 55 | | | | | |
| | 42 | 55 | 60 | | | | | |
| | 46 | 60 | | | | | | |
| | 50 | 65 | | | | | | |
| | 55 | 70 | | | | | | |
| | 60 | | | | | | | |
| | 65 | | | | | | | |
| | 70 | | | | | | | |
| | 75 | | | | | | | |
| 住民税の最高税率 | 18% | 18% | 18% | 16% | 15% | 15% | 13% | 10% |
| 住民税と合わせた最高税率 | 93% (注) | 88% (注) | 78% | 76% | 65% | 65% | 50% | 50% |
| 税率の刻み数 (住民税の税率の刻み数) | 19 (13) | 15 (14) | 12 (14) | 6 (7) | 5 (3) | 5 (3) | 4 (3) | 6 (1) |

(注) 49年及び59年については賦課制限がある。

[出所] 財務省「各種税金の資料」。

気の低迷にも起因するだろう。2007年度（平成19年度）の税収は51兆円だったが、リーマンショックによって2009年度（平成21年度）の税収は38.5兆円に激減した。しかし、1990年以降、経済変動の如何にかかわらず、税収入は一貫して減少を続けている。1990年度（平成2年

度）の税収は60.2兆円であったが、この年度をピークとして一貫して減少を続けている。税収の減少要因は、単に循環要因によるものではなく、構造的要因に起因していることを強く示唆している。

では、税収の減少を招いた構造的要因とは何

図表6 最近における相続税の主な改正

| 区分 | 昭和63年12月改正前 | 昭和63年12月改正 (昭和63年1月1日以降適用) | 平成4年度改正 (平成4年1月1日以降適用) | 平成6年度改正 (平成6年1月1日以降適用) | 平成15年度改正(現行) (平成15年1月1日以降適用) |
|-----------------|---|---|---|---|---------------------------------|
| 税率構造 (イメージ図) | 5億円超 (最高税率 75%) 14段階 | 5億円超 (最高税率 70%) 13段階 | 10億円超 (最高税率 70%) 13段階 | 20億円超 (最高税率 70%) 9段階 | 3億円超 (最高税率 50%) 6段階 |
| 基礎控除等 | 2,000万円 + 400万円×法定相続人数 (3,200万円) | 4,000万円 + 800万円×法定相続人数 (6,400万円) | 4,800万円 + 950万円×法定相続人数 (7,650万円) | 5,000万円 + 1,000万円×法定相続人数 (8,000万円) | 同左 〔相続時清算課税 制度の創設〕 |
| 年分 | 昭和62年 | 平成3年 | 平成5年 | 平成14年 | 平成20年 |
| 課税割合 | 7.9% | 6.8% | 6.0% | 4.5% | 4.2% |
| 負担割合 | 17.4% | 22.2% | 16.6% | 12.1% | 11.6% |

(注1) 基礎控除の()内は、法定相続人が3人(例:配偶者+子2人)の場合の額である。

(注2) 課税割合は、課税件数/死亡者数であり、負担割合は、納付税額/合計課税価格である。

(注3) 合計課税価格は、小規模宅地の特例による減額等を行った後、基礎控除を差し引く前の課税対象財産の価格である。

〔出所〕財務省「各種税金の資料」。

か。まず、累進税率の引き下げと税率の刻み数の減少である。累進税率の引き下げという減税政策がとられ、刻み数の減少によって租税負担の不公平が拡大した。所得税と資産課税について検討してみよう。

図表5は、所得税の税率構造の推移をみたものである。昭和49年、59年については不可制限があるため、昭和62年以降をとりあげると、昭和62年には住民税と合わせた所得税率の最高税率は78%であった。ところが、平成元年には65%、平成11年には50%と大幅に引き下げられている。最高税率は78%から50%に減税されている。税率の刻み数を見ると、昭和62年、平成元年、平成11年にそれぞれ12から5に、5から4と刻みが少なくなっている。刻み数が少ないことは高額所得者に有利な扱いであり、上記の

所得税率の改正は高所得者ほど有利な税率構造、減税政策となっている。所得税率の改正によって、1990年以降、雇用者所得は右上がりに増大しているにもかかわらず、所得税収は右下がりにとなった。¹⁾

資産課税の相続税と贈与税についてはどうか。図表6は相続税改正の推移をみたものである。この表をみると、まず、相続税の課税割合は昭和63年の改正で7.9%から6.8%になった。更に、平成4年度の改正、平成6年度の改正、平成15年度の改正によって、6%から4.5%へ、更に4.2%に軽減された。また、税率構造もそれぞれ13段階から9段階、6段階となり、ここでも高額相続者に有利な税制改正が行われている(財務省「各種税金の資料」参照)。

図表7で贈与税の税率推移をみると、昭和63

図表7 贈与税の課税状況の推移

| 区分 年分 | 件数 (A) | 取得財産価額 | | 贈与税額 | | | 課税最低限 | | | |
|----------|-----------|------------|-------------|-------------|-------------|-----------|-------|-------|--------------------|---|
| | | 合計額 (B) | 1件当たり 金額 | 納付税額 (C) | 1件当たり 金額 | (C) / (B) | 基礎控除 | 配偶者控除 | 相続時精算課税 制度の特別控除 | |
| | 件 | 億円 | 万円 | 億円 | 万円 | % | 万円 | 万円 | 万円 | |
| 昭和63 | 459,789 | 11,098 | 241.4 | 1,285 | 28.0 | 11.6 | 60 | 2,000 | | |
| 平成元 | 527,756 | 21,421 | 405.9 | 2,926 | 55.4 | 13.7 | 〃 | 〃 | | |
| 2 | 583,693 | 25,684 | 440.0 | 3,430 | 58.8 | 13.4 | 〃 | 〃 | | |
| 3 | 573,155 | 20,593 | 359.3 | 2,392 | 41.7 | 11.6 | 〃 | 〃 | | |
| 4 | 541,503 | 16,471 | 304.2 | 1,619 | 29.9 | 9.8 | 〃 | 〃 | | |
| 5 | 554,696 | 17,484 | 315.2 | 1,598 | 28.8 | 9.1 | 〃 | 〃 | | |
| 6 | 529,657 | 15,266 | 288.2 | 1,312 | 24.8 | 8.6 | 〃 | 〃 | | |
| 7 | 520,701 | 14,570 | 279.8 | 1,241 | 23.8 | 8.5 | 〃 | 〃 | | |
| 8 | 512,070 | 14,586 | 284.9 | 1,335 | 26.1 | 9.1 | 〃 | 〃 | | |
| 9 | 486,958 | 14,129 | 290.2 | 1,299 | 26.7 | 9.2 | 〃 | 〃 | | |
| 10 | 455,118 | 13,010 | 285.9 | 1,166 | 25.6 | 9.0 | 〃 | 〃 | | |
| 11 | 445,132 | 12,942 | 290.8 | 1,143 | 25.7 | 8.8 | 〃 | 〃 | | |
| 12 | 414,828 | 11,974 | 288.6 | 955 | 23.0 | 8.0 | 〃 | 〃 | | |
| 13 | 376,198 | 13,457 | 357.7 | 811 | 21.6 | 6.0 | 110 | 〃 | | |
| 14 | 360,594 | 12,685 | 351.8 | 692 | 19.2 | 5.5 | 〃 | 〃 | (制度創設) | |
| 15 | 403,651 | 23,081 | 571.8 | 877 | 21.7 | 3.8 | 〃 | 〃 | 2,500 | |
| 16 | 内暦 | 327,144 | 11,468 | 350.6 | 671 | 20.5 | 5.9 | | | |
| | 精 | 78,202 | 11,613 | 1,485.0 | 206 | 26.4 | 1.8 | | | |
| 17 | 内暦 | 322,282 | 11,070 | 343.5 | 722 | 22.4 | 6.5 | 〃 | 〃 | 〃 |
| | 精 | 83,690 | 12,030 | 1,437.5 | 244 | 29.2 | 2.0 | | | |
| 18 | 内暦 | 325,925 | 11,547 | 354.3 | 834 | 25.6 | 7.2 | 〃 | 〃 | 〃 |
| | 精 | 81,641 | 12,213 | 1,495.9 | 324 | 39.7 | 2.7 | | | |
| 19 | 内暦 | 287,992 | 9,424 | 327.2 | 897 | 31.1 | 9.5 | 〃 | 〃 | 〃 |
| | 精 | 83,290 | 10,864 | 1,304.4 | 286 | 34.4 | 2.6 | | | |
| 20 | 内暦 | 270,857 | 8,660 | 319.7 | 799 | 29.5 | 9.2 | 〃 | 〃 | 〃 |
| | 精 | 89,571 | 11,878 | 1,326.1 | 274 | 30.6 | 2.3 | | | |
| | 内暦 | 325,060 | 17,581 | 540.8 | 1,039 | 32.0 | 5.9 | 〃 | 〃 | 〃 |
| | 精 | 74,138 | 9,344 | 1,260.4 | 189 | 25.5 | 2.0 | | | |

- (備考) 1. この表の係数は、「国税庁統計年報書」による(平成20年分は速報値)。
 2. 件数は、財産の贈与を受けた者のうち申告等のあった者の数である。
 3. 取得財産価額には更正・決定分を含む。また、贈与税額には納税猶予適用分を含まない。
 4. 内書の、「暦」は暦年課税分に係る計数であり、「精」は相続時精算課税分に係る計数である。

[出所] 財務省「各種税金の資料」。

年には11.6%であったが、平成5年には9.1%、平成14年には5.5%となった。平成15年には相続時清算制度が導入され、清算時の課税分は平成20年で2%となっている。いずれも、高額贈与を受ける側にとっては有利な税制改正といえるだろう（財務省「各種税金の資料」参照）。

平成時代に入って大幅な税制改正が何度も繰り返され、所得税や資産課税の累進税率が著しくフラット化した。同時に、課税額の刻みが少なくなった。その結果、税収入構造が変化して大幅な税収減となった。また、刻みの縮小により高額所得者ほど有利な税制上の扱いになってしまった。

平成23年度の税制大綱では所得控除の手直しや相続税等の改正が検討されている。こうした税制改正については、増税政策への転換としてではなく、1990年以降の減税政策の見直しという視点から評価する必要がある。

2. 特別減税と恒久的減税

平成6年度以降、図表8でみるように、景気対策のため様々な税制改正と減税が行われた。ここでは、特別減税と恒久的な減税が特に重要である。この減税は、全ての納税者の負担を一定割合で軽減するものであり、前述した税率構造の調整とは全く異なる減税である。

特別減税は単年度の減税で、平成6年度には個人所得税4.5兆円の特別減税が実施された。平成7年度には2兆円、平成8年度は2兆円と引き続き実施されたあと、平成10年にも4兆円の特別減税が実施されている。

恒久的減税とは特別減税を引き継ぐ減税であり、期間を限定した減税でなく「将来抜本的な税制の見直しを行うまでの間、早急に実施すべき恒久的な減税」²⁾である。恒久的減税は平成

11年から導入され（小淵内閣）、定率減税として個人所得課税は国税20%（上限25万円）、住民税15%（上限4万円）の減税が行われた。

特別減税は単年度の減税だが、恒久的減税は次年度以降にも波及する。恒久減税はその後の税収減少の大きな要因となった。元財務相の与謝野馨氏は、特別減税と恒久的減税を振り返って、「不景気になっても財政再建しなきゃ。…2兆円の特別減税なんて効きゃしない。小淵さんの10兆円減税が今の財政悪化に一番効いている」³⁾と述懐している。

3. 消費税の導入と問題点

消費税は平成元年に導入され、平成9年には税率が3%から5%へ引上げられて今日に至っている。

消費税は導入の直後から様々な問題を内包していた。まず、消費税導入の経緯である。驚くべきことに、消費税は税収確保のために導入されたのではなく、増税と減税をセットにして消費税が導入された点である。そして、消費税導入による税収を大幅に上回る減税が実施されたのだ。これでは、消費税は何のために導入されたのか、全く理解できない。

消費税導入に際して大蔵省は図表9でみる「税制改革要綱」を作成し、増減税の試算を行っている。長らく政府税制調査会の会長を務めた石弘光氏は、この点について自著で次のように述べている。

「これらは税制改革パッケージとして提出され、増減税一体処理の中に消費税が姿を現すことになった。『税制改革要綱』によるこのような改革案で、どの程度の増減税となるかについては表5-3（本文の図表9を指す）にまとめられており、減税額7兆2,000億円、増税額5

図表8 1994年以降の主な税制改革の動き

| 主な動き | 個人所得課税 | 法人課税 | 消費課税 | 資産課税等 |
|------------------|--|---|---|---|
| 1994年 (平成6年) | <p>特別減税(▲5.5兆円)</p> <p>制度減税の法定 税率構造の累進緩和 課税最低限の引き上げ</p> | | <p>消費税率引き上げ等の法定 消費税率の引き上げ (3%→4%) 中小特例措置縮減等 地方消費税創設(1%)</p> | <p>相続税の減税</p> <p>固定資産税評価の均衡 化・適正化(地価公示 価格の7割評価)</p> |
| 1995年 (平成7年) | <p>先行減税の実施(▲3.5兆円) 制度減税 + 特別減税(▲2.0兆円)</p> | | | |
| 1996年 | <p>+ 特別減税(▲2.0兆円)</p> | | | <p>土地譲渡益課税の軽減</p> |
| 1997年 (平成9年) | | | <p>消費税率引き上げ等の実施 地方消費税の実施</p> | <p>負担水準の均衡化を重 視した固定資産税負担 の調整措置の導入</p> |
| 1988年 (平成10年) | <p>+ 特別減税 (当初分(▲2.0兆円) 追加分(▲2.0兆円)</p> | <p>基本税率引き下げ (法人税 37.5%→34.5%) (法人事業税 12%→11%) (実効税率 49.98%→46.36%)</p> <p>課税ベースの適正化</p> | | <p>地価税の課税停止</p> <p>土地譲渡益課税の軽減</p> |
| 1999年 (平成11年) | <p>恒久的な減税 個人所得課税(▲4.1兆円) ・最高税率引き下げ (65%→50%) ・定率減税</p> | <p>法人課税(▲2.5兆円) ・基本税率引き下げ (法人税 34.5%→30%) (法人事業税 11%→9.6%) (実効税率 46.36%→40.87%)</p> | <p>消費税(国分)の福祉目 的化</p> | <p>有価証券取引税、取引 所税の廃止</p> |
| 2000年 | | | | |
| 2001年 | | <p>企業組織再編成に係る税制の整備</p> | | |

〔資料〕 政府税調提出資料。

〔出所〕 石弘光「消費税の政治経済学」日本経済新聞社 2009年202頁。

図表9 税制改革要綱による増減収額試算

(億円)

| 改 正 事 項 | 平 年 度 |
|------------------------------|---------|
| 1. 所 得 税 減 税 | |
| (1) 税率構造の改正 | △13,190 |
| (2) 人的控除の引き上げ等 | △5,290 |
| (3) 配偶者特別控除の拡充 | △4,070 |
| 計 | △22,550 |
| 2. 相続税・贈与税の減税 | |
| (1) 相続税の課税最低限の引き上げ | △2,940 |
| (2) 相続税の税率の緩和 | △2,010 |
| (3) 配偶者の負担軽減措置の拡充 | △960 |
| (4) 小規模宅地等に係る相続税の特例の拡充・その他 | △1,060 |
| 計 | △6,970 |
| 3. 法 人 税 減 額 | |
| (1) 税率の引き下げ | △14,520 |
| (2) 少額減価償却資産等の損金算入限度の引き上げ | △690 |
| 計 | △15,210 |
| 4. 課税の適正化等 | |
| (1) 有価証券譲渡益課税の見直し | 2,980 |
| ① 有価証券譲渡益課税の原則課税への移行 | 6,950 |
| ② 有価証券取引税の引き下げ等 | △3,970 |
| (2) 社会保険診療報酬課税の特例の是正 | 620 |
| (3) 相続前取得不動産の取得価額課税への移行等 | 1,130 |
| (4) 法人の土地取得に係る借入れ金利子の損金算入の制限 | 930 |
| 小 計 | 5,660 |
| (5) 配当課税率の廃止・外国税額控除制度の見直し等 | 2,230 |
| 計 | 7,890 |
| 5. 間 接 税 | |
| (1) 消費税の創設 | 43,540 |
| (2) 既存間接税の廃止等 | △23,300 |
| 計 | 20,240 |
| 合 計 | △16,600 |

(注) 上記のほか、消費税の地方譲与分の増収額は、平年度1兆885億円と見込まれる。△印はマイナスを表す。

〔原資料〕 大蔵省主税局「税制改革要綱」1988年6月28日 21頁。

〔出所〕 石弘光「消費税の政治経済学」東洋経済新報社 2009年 165頁。

兆5,400億円で、差引ネットの減税が1兆6,600億円で試算されている。やはりこの中で目玉は、消費税の創設であろう。一見して明らかなように、この新税を導入したいばかりに、所得税・法人税をかなりの規模で減税し、税収の中立性以上に減税をして、国民の支持を得ようとしていたといえる⁴⁾。

消費税の導入は新たに税収を確保するために導入されたのではなかった。だからこそ、消費税の税収額を上回る減税が行われたのである。

次に、日本の消費税は諸外国と比較して導入時期が遅いだけでなく、税率が一番低いという点である。図表10は諸外国の付加価値税率の推移をみたものだが、付加価値税は日本の消費税に該当するものである。図表で明らかなように、まず、消費税の導入はカナダと並んで日本が一番遅い。次に、日本の税率は諸外国より低く、カナダと並んで最低水準である。諸外国の付加価値税率の水準をみると、また、日本より20年以上前に導入されていることをみると、付加価値税が税収の太宗となっていることがわかる。EUにおいては、1992年のEC指令の改正により、1993年以降、付加価値税の標準税率を15%以上とすることが決められていた。

第3に、消費税が平成9年に5%へ引上げられたあと、消費税の議論は完全に封印されてしまった。消費税引き上げを訴えた政党は選挙で何時も敗れている。今回の選挙でも、民主党は唐突に消費税の引き上げ持ち出して、選挙で大敗した。持続可能な財政制度を維持するため、今日、国民は消費税の引き上げを承認している。この点、今回の選挙でみる特筆すべき変化と言わねばならない。にもかかわらず、民主党の主張を認めることは無かった。歳入と歳出、

財政構造の全体を見直す作業をせず、消費税増税だけを問題にしたから、国民の信頼を得ることができなかったのであろう。ここでは、政府の財政政策に対する国民の根強い不信感をみてとることができる。

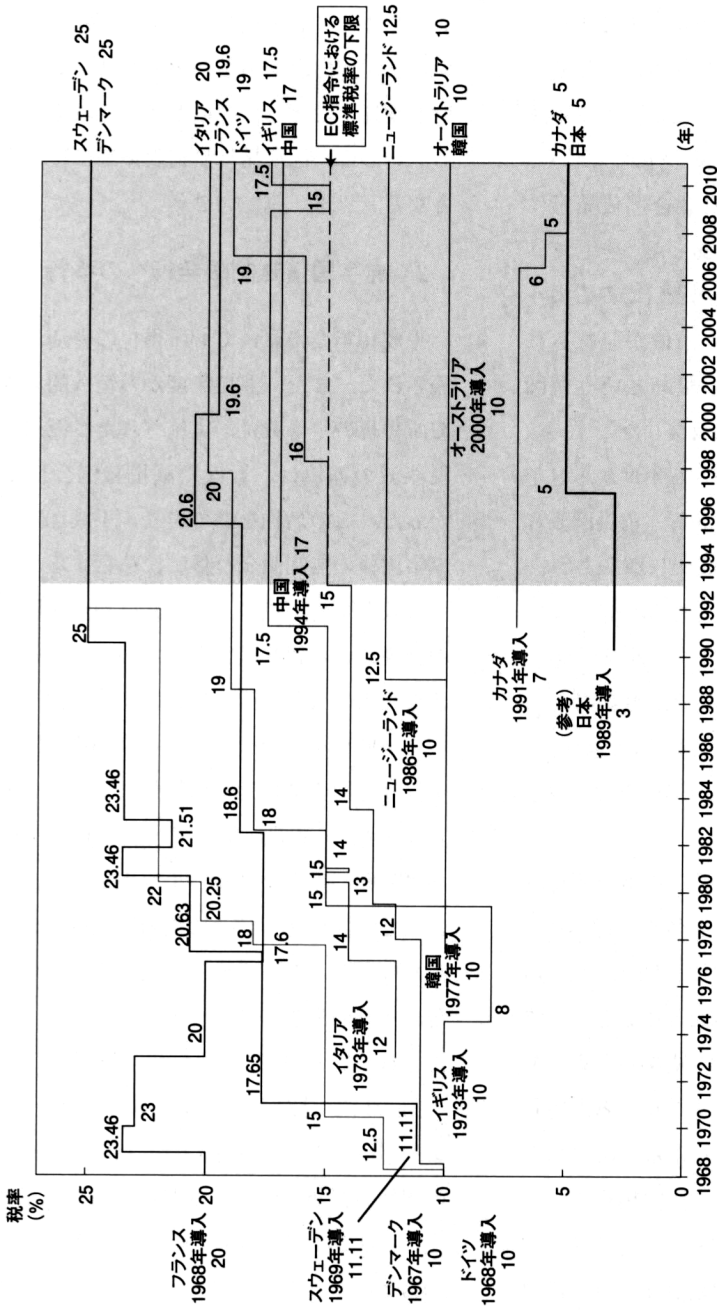
菅内閣は、平成23年1月24日、施政方針演説で「内閣は、今年6月末までに社会保障改革の全体像とともに、必要な財源を確保するための消費税を含む税制改革の基本方針を示します」と述べた。⁵⁾ところが、ねじれ国会で野党は予算案審議を拒否している。消費税を含む税制改革の基本方針を検討することが困難となっている。この結果、1月28日、米格付け会社スタンダード・アンド・プアーズは日本国債の格付けを「ダブル A」から「ダブル A マイナス」に一段階引き下げた。同社による日本国債の格下げは平成14年以来、8年ぶりだが、引き下げ理由について「いまの政治状況では政府が実現しようとしても国会議決につながる可能性は小さい」とコメントしている。⁶⁾

IV. 財政支出の膨張と減税政策が招いた政府債務の累増

1. 逆転した国債発行の論理——減税特例公債の発行——

平成3年度は、戦後日本の国債史にとって記録されるべき年度となった。長年の悲願であった赤字国債発行がゼロとなり、赤字国債依存体制から完全に脱却することができたからである。平成3年度に続き、平成4年度、平成5年度と赤字国債発行はゼロとなった。赤字国債依存体制の脱却と共に国債依存度、国債発行残高の対GDPも減少している。

図表10 諸外国の付加価値税率の推移



(注) EUにおいては、1992年のEC指令の改正により、1993年以降付加価値税の標準税率を15%以上とすることが決められている。
 [出所] 財務省「各種税金の資料」。

ところが、平成6年度、驚くべき論理で赤字国債の発行が再開された。国債発行は、税収で不足する財政資金を追加的に調達する手段である。財政資金は租税による調達が基本であり、従って、国債は租税によって担保され、将来の租税収入によって償還される。ところが、平成6年度の国債発行は、まず減税を行い、次いで減税によって不足する財政資金を国債発行によって調達するというものであった。そして、平成6年度から8年度まで、図表11でみるように、減税特例公債という赤字国債が発行された。赤字国債依存体制からの脱却という構図は、この時点で、音を立てて崩壊した。

この間の経緯をみると、平成6年度から8年度まで特別減税が実施されている（前掲図表8参照）。更に、相続税も平成5年に改正され、平成6年から課税割合は60%から45%に引下げられた（前掲図表6参照）。また、平成7年から所得税の最高税率の適用が2,000万円から3,000万円に引上げられた（前掲図表5参照）。こうした一連の減税政策によって税収は減少する。

そこで、平成6年3月、「平成6年分所得税の特別減税の実施等のための公債を発行の特例に関する法律」（平成6年3月31日法律第28号）が制定された。特例公債の発行理由として、まず、「平成6年分所得税の特別減税のための臨時措置法に定める特別減税の実施による所得税の収入の減少」のためとしている。次いで、「相続税法の一部を改正する法律の施行による相続税の収入の減少」を上げている。平成7年、平成8年にも同様の法律が制定され、減税分を補填するため、減税特例公債という赤字国債が発行されたのである。税収不足を国債発行で補填するのではなく、減税のため国債発行す

るのであるから、論理の逆転した国債発行というべきであろう。だが、これで驚いてはならない。平成8年度までは減税のための国債発行であったが、平成10年度からは減税だけではない。まず、財政支出額が決定され、その上で、財源調達手段として国債が増発されることになる。いわば、国債発行無制限体制に移行することとなる。以下、みていこう。

2. 赤字国債無制限発行への移行

平成10年度においても所得税の特別減税が実施された。また、翌11年度から恒久的減税として所得税の定率減税が実施された。だが、この税収減の補填は、もはや減税特例公債ではなかった。この名称を捨て去り、平成10年度から赤字国債の無制限発行体制に移行する。

財政資金の不足は、一つには特別減税と恒久的減税による税収減であったが、もう一つの大きな要因は公共事業の拡大による財源不足である。平成10年度の公共事業費は15兆円で、当初予算9兆円の2倍近くに膨張している（前掲図表4参照）。平成14年まで当初予算を上回る公共事業費の拡大が続く。税収不足と歳出膨張によって、国債発行額と国債依存度は前例のない高水準となった。平成10年度は、日本の政府債務が無制限膨張のスタートを切った年として記憶されることになろう。

図表11を見ながら、平成10年度が分水嶺となっていることを確認してみたい。平成10年度の国債発行額についてみると、当初予算は15.5兆円、実績は34兆円、国債依存度は20%から40%といずれも2倍になっている。国債発行額34兆円は前年度18兆円の約2倍に達したが、昭和50年代の国債発行額の推移をみると発行額が15兆円を超える年度は皆無である。国債依存度

図表11 新規国債発行額・国債依存度・赤字国債比率の推移

| | 新規国債発行額 | | | | | | | 赤字国債比率 B/A |
|--------|---------|---------|---------|---------|-----------------|-------------------|---------|---------------|
| | | | (公債依存度) | | 建設国債発行額 (実績) | 赤字国債発行額 (実績) B | 減税特例国債 | |
| | 当初 | 実績 A | (当初) | (実績) | | | | |
| | 億円 | 億円 | % | % | 億円 | 億円 | 億円 | % |
| 昭和51年度 | 72,750 | 71,982 | (29.9) | (29.4) | 37,250 | 34,732 | - | 48.3 |
| 52 | 84,800 | 95,612 | (29.7) | (32.9) | 50,279 | 45,333 | - | 47.4 |
| 53 | 109,850 | 106,740 | (32.0) | (31.3) | 63,300 | 43,440 | - | 40.7 |
| 54 | 152,700 | 134,720 | (39.6) | (34.7) | 71,330 | 63,390 | - | 47.1 |
| 55 | 142,700 | 141,702 | (33.5) | (32.6) | 69,550 | 72,152 | - | 50.9 |
| 56 | 122,700 | 128,999 | (26.2) | (27.5) | 70,399 | 58,600 | - | 45.4 |
| 57 | 104,400 | 140,447 | (21.0) | (29.7) | 70,360 | 70,087 | - | 49.9 |
| 58 | 133,450 | 134,863 | (26.5) | (26.6) | 68,098 | 66,765 | - | 49.5 |
| 59 | 126,800 | 127,813 | (25.0) | (24.8) | 64,099 | 63,714 | - | 49.8 |
| 60 | 116,800 | 123,080 | (22.2) | (23.2) | 63,030 | 60,050 | - | 48.8 |
| 61 | 109,460 | 112,549 | (20.2) | (21.0) | 62,489 | 50,060 | - | 44.5 |
| 62 | 105,010 | 94,181 | (19.4) | (16.3) | 68,799 | 25,382 | - | 27.0 |
| 63 | 88,410 | 71,525 | (15.6) | (11.6) | 61,960 | 9,565 | - | 13.4 |
| 平成元 | 71,110 | 66,385 | (11.8) | (10.1) | 64,300 | 2,085 | - | 3.1 |
| 2 | 55,932 | 73,120 | (8.4) | (10.6) | 63,431 | 9,689 | - | 13.3 |
| 3 | 53,430 | 67,300 | (7.6) | (9.5) | 67,300 | - | - | 0 |
| 4 | 72,800 | 95,360 | (10.1) | (13.5) | 95,360 | - | - | 0 |
| 5 | 81,300 | 161,740 | (11.2) | (21.5) | 161,740 | - | - | 0 |
| 6 | 136,430 | 164,900 | (18.7) | (22.4) | 123,457 | 41,443 | 33,337 | 25.1 |
| 7 | 125,980 | 212,470 | (17.7) | (28.0) | 164,401 | 48,069 | 28,511 | 22.6 |
| 8 | 210,290 | 217,483 | (28.0) | (27.6) | 107,070 | 110,413 | 110,413 | 50.8 |
| 9 | 167,070 | 184,580 | (21.6) | (23.5) | 99,400 | 85,180 | - | 46.1 |
| 10 | 155,570 | 340,000 | (20.0) | (40.3) | 170,500 | 169,500 | - | 49.9 |
| 11 | 310,500 | 375,136 | (37.9) | (42.1) | 131,660 | 243,476 | - | 64.9 |
| 12 | 326,100 | 330,040 | (38.4) | (36.9) | 111,380 | 218,660 | - | 66.3 |
| 13 | 283,180 | 300,000 | (34.3) | (35.4) | 90,760 | 209,240 | - | 69.7 |
| 14 | 300,000 | 349,680 | (36.9) | (41.8) | 91,480 | 258,200 | - | 73.8 |
| 15 | 364,450 | 353,450 | (44.6) | (42.9) | 66,931 | 286,519 | - | 81.1 |
| 16 | 365,900 | 354,900 | (44.6) | (41.8) | 87,041 | 267,859 | - | 75.5 |
| 17 | 343,900 | 312,690 | (41.8) | (36.6) | 77,620 | 235,070 | - | 75.2 |
| 18 | 299,730 | 274,700 | (37.6) | (33.7) | 64,150 | 210,550 | - | 76.6 |
| 19 | 254,320 | 253,820 | (30.7) | (31.0) | 60,440 | 193,380 | - | 76.2 |
| 20 | 253,480 | 331,680 | (30.5) | (39.2) | 69,750 | 261,930 | - | 79.0 |
| 21 | 332,940 | 534,550 | (37.6) | (52.1) | 150,110 | 384,440 | - | 71.9 |
| 22 | 443,030 | 443,030 | (48.0) | (48.0) | 63,530 | 379,500 | - | 85.7 |

(注1) 公債依存度は、公債発行額/一般会計歳出額。

(注2) 平成21年度の発行額(実績)、国債依存度は補正予算、平成22年度は全て当初予算。

(注3) 平成2年度赤字国債発行額9689億円は、湾岸戦争負担金の臨時特別公債金分。

〔出所〕 財務省資料、「日本の財政(平成22年度版)」東洋経済新報社等より作成。

図表12 国債発行残高等の推移

(単位：億円、%)

| 年度 | 国債発行額 | | | | | | 国債 依存度 | 国債残高 | 財投債 残高 | 国債残高 GDP | 国債費 (当初) | 国債費 一般会計 | |
|-----------|---------------|---------|----------------------|-----------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------------|-------------|-------------|--|
| | 新規財源債 | | 借換債 | 財投債 | 計 | | | | | | | | |
| | 4条債 | 特例債 | | | | | | | | | | | |
| 22 ~39 | 収支均衡予算 国債発行せず | | | | | | | | | | | | |
| | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | % | 億円 | 億円 | % | 億円 | % | |
| 40 | 1,972 | — | 1,972 | — | — | 1,972 | 5.3 | 2,000 | — | 0.6 | 220 | 0.6 | |
| 41 | 6,656 | 6,656 | — | — | — | 6,656 | 14.9 | 8,750 | — | 2.2 | 489 | 1.1 | |
| 42 | 7,094 | 7,094 | — | — | — | 7,094 | 13.9 | 15,950 | — | 3.4 | 1,153 | 2.3 | |
| 43 | 4,621 | 4,621 | — | — | — | 4,621 | 7.8 | 20,544 | — | 3.7 | 2,013 | 3.5 | |
| 44 | 4,126 | 4,126 | — | — | — | 4,126 | 6.0 | 24,634 | — | 3.8 | 2,788 | 4.1 | |
| 45 | 3,472 | 3,472 | — | — | — | 3,472 | 4.2 | 28,112 | — | 3.7 | 2,909 | 3.7 | |
| 46 | 11,871 | 11,871 | — | — | — | 11,871 | 12.4 | 39,521 | — | 4.8 | 3,193 | 3.4 | |
| 47 | 19,500 | 19,500 | — | — | — | 19,500 | 16.3 | 58,186 | — | 6.0 | 4,554 | 4.0 | |
| 48 | 17,662 | 17,662 | — | 5,958 | — | 23,620 | 12.0 | 75,504 | — | 6.5 | 7,045 | 4.9 | |
| 49 | 21,600 | 21,600 | — | 6,358 | — | 27,958 | 11.3 | 96,584 | — | 7.0 | 8,622 | 5.0 | |
| 50 | 52,805 | 31,900 | 20,905 | 4,156 | — | 56,961 | 25.3 | 149,731 | — | 9.8 | 10,394 | 4.9 | |
| 51 | 71,982 | 37,250 | 34,732 | 3,712 | — | 75,694 | 29.4 | 220,767 | — | 12.9 | 16,647 | 6.9 | |
| 52 | 95,612 | 50,280 | 45,333 | 3,128 | — | 98,741 | 32.9 | 319,024 | — | 16.8 | 23,487 | 8.2 | |
| 53 | 106,740 | 63,300 | 43,440 | 6,326 | — | 113,066 | 31.3 | 426,158 | — | 20.4 | 32,227 | 9.4 | |
| 54 | 134,720 | 71,330 | 63,390 | — | — | 134,720 | 34.7 | 562,513 | — | 25.0 | 40,784 | 10.6 | |
| 55 | 141,702 | 69,550 | 72,152 | 2,903 | — | 144,605 | 32.6 | 705,098 | — | 28.6 | 53,104 | 12.5 | |
| 56 | 128,999 | 70,399 | 58,600 | 8,952 | — | 137,951 | 27.5 | 822,734 | — | 31.4 | 66,542 | 14.2 | |
| 57 | 140,447 | 70,360 | 70,087 | 32,727 | — | 173,175 | 29.7 | 964,822 | — | 35.1 | 78,299 | 15.8 | |
| 58 | 134,863 | 68,099 | 66,765 | 45,145 | — | 180,009 | 26.6 | 1,096,947 | — | 38.3 | 81,925 | 16.3 | |
| 59 | 127,813 | 64,099 | 63,714 | 53,603 | — | 181,417 | 24.8 | 1,216,936 | — | 39.7 | 91,551 | 18.1 | |
| 60 | 123,080 | 63,030 | 60,050 | 89,573 | — | 212,653 | 23.2 | 1,344,314 | — | 41.1 | 102,242 | 19.5 | |
| 61 | 112,549 | 62,489 | 50,060 | 114,886 | — | 227,435 | 21.0 | 1,451,267 | — | 42.4 | 113,195 | 20.9 | |
| 62 | 94,181 | 68,800 | 25,382 | 154,490 | — | 248,672 | 16.3 | 1,518,093 | — | 42.2 | 113,335 | 20.9 | |
| 63 | 71,525 | 61,960 | 9,565 | 139,461 | — | 210,986 | 11.6 | 1,567,803 | — | 40.5 | 115,120 | 20.3 | |
| 元 | 66,385 | 64,300 | 2,085 | 150,798 | — | 217,183 | 10.1 | 1,609,100 | — | 38.8 | 116,649 | 19.3 | |
| 2 | 73,120 | 63,432 | (9,689) | 186,532 | — | 259,652 | 10.6 | 1,663,379 | — | 37.0 | 142,886 | 21.6 | |
| 3 | 67,300 | 67,300 | — | 188,757 | — | 256,057 | 9.5 | 1,716,473 | — | 36.3 | 160,360 | 22.8 | |
| 4 | 95,360 | 95,360 | — | 214,969 | — | 310,329 | 13.5 | 1,783,681 | — | 36.9 | 164,473 | 22.8 | |
| 5 | 161,740 | 161,740 | — | 218,129 | — | 379,869 | 21.5 | 1,925,393 | — | 40.1 | 154,423 | 21.3 | |
| 6 | 164,900 | 123,457 | <33,337> [8,106] | 228,817 | — | 393,717 | 22.4 | 2,066,046 | — | 42.4 | 143,602 | 19.6 | |
| 7 | 212,470 | 164,401 | <28,511> [19,558] | 253,767 | — | 466,238 | 28.0 | 2,251,847 | — | 45.4 | 132,213 | 18.6 | |
| 8 | 217,483 | 107,070 | <18,796> [91,617] | 265,524 | — | 483,007 | 27.6 | 2,446,581 | — | 48.1 | 163,752 | 21.8 | |
| 9 | 184,580 | 99,400 | 85,180 | 314,320 | — | 498,900 | 23.5 | 2,579,875 | — | 50.3 | 168,023 | 21.7 | |
| 10 | 340,000 | 170,500 | 169,500 | 424,310 | — | 764,310 | 40.3 | 2,952,491 | — | 58.7 | 172,628 | 22.2 | |
| 11 | 375,136 | 131,660 | 243,476 | 400,844 | — | 775,979 | 42.1 | 3,316,687 | — | 66.4 | 198,319 | 24.2 | |
| 12 | 330,040 | 111,380 | 218,660 | 532,697 | — | 862,737 | 36.9 | 3,675,547 | — | 72.9 | 219,653 | 25.8 | |
| 13 | 300,000 | 90,760 | 209,240 | 593,296 | 438,831 | 1,332,127 | 35.4 | 3,924,341 | 437,605 | 79.5 | 171,705 | 20.8 | |
| 14 | 349,680 | 91,480 | 258,200 | 696,155 | 318,435 | 1,364,271 | 41.8 | 4,210,991 | 755,644 | 86.0 | 166,712 | 20.5 | |
| 15 | 353,450 | 66,930 | 286,520 | 749,489 | 285,086 | 1,388,025 | 42.9 | 4,569,736 | 918,490 | 92.6 | 167,981 | 20.5 | |
| 16 | 354,900 | 87,040 | 267,860 | 844,505 | 401,297 | 1,600,702 | 41.8 | 4,990,137 | 1,215,532 | 100.1 | 175,686 | 21.4 | |
| 17 | 312,690 | 77,620 | 235,070 | 1,055,195 | 282,494 | 1,650,379 | 36.6 | 5,269,279 | 1,393,532 | 104.6 | 184,422 | 22.4 | |
| 18 | 274,700 | 64,150 | 210,550 | 1,081,206 | 255,595 | 1,611,502 | 33.7 | 5,317,015 | 1,389,061 | 104.1 | 187,616 | 23.5 | |
| 19 | 253,820 | 60,440 | 193,380 | 991,894 | 167,696 | 1,413,410 | 31.0 | 5,414,584 | 1,397,543 | 105.0 | 209,988 | 25.3 | |
| 20 | 331,680 | 69,750 | 261,930 | 939,095 | 86,000 | 1,356,775 | 39.2 | 5,459,356 | 1,310,501 | 110.5 | 201,632 | 24.3 | |
| 21 | 534,550 | 150,110 | 384,440 | 908,499 | 141,000 | 1,584,049 | 52.1 | 5,939,717 | 1,222,253 | 124.8 | 202,437 | 22.9 | |
| 22 | 443,030 | 63,530 | 379,500 | 1,026,109 | 155,000 | 1,624,139 | 48.0 | 6,369,840 | 1,299,937 | 134.0 | 206,491 | 22.4 | |

- (注1) 国債発行額は、収入金ベース。平成20年度までは実績、平成21年度は2次補正後、平成22年度は当初。
() 書きは臨時特別公債、<>書きは減税特別公債、[] 書きは震災特別公債であり、外数。
- (注2) 昭和40年度に発行された歳入補てんのための国債の発行額は、便宜上、特例債の欄に記載している。
- (注3) 国債依存度は、新規債発行額/一般会計歳出額。平成20年度までは実績、平成21年度は2次補正後、平成22年度は当初。
- (注4) 国債残高は、普通国債のみであり額面ベース。平成21年度までは実績、平成22年度は当初見込み。
- (注5) 国債費は、当初予算ベース。
- [出所] 財務省「債務管理レポート2010」78頁。

についても同様で、昭和54年度の国債依存度が35%になった時、依存度の高さに大騒ぎとなり、国債依存度30%攻防戦が展開された。平成10年度の国債発行額・国債依存度は昭和50年代においては想像さえできなかっただろう。

平成10年度以降、国債発行額は平成10年度の水準を維持していく。小泉政権の一時期を除いて新規国債発行額は30兆円の水準で推移し、政権交代が行われた平成21年度は53.5兆円、22年度は44.3兆円となった。国債依存度も同様で、21年度は52.1%、22年度は48%となっている。また、発行される国債は赤字国債が圧倒的で、赤字国債比率は平成10年度は50%であったが、以後、この比率は上昇を続け平成22年度には85.7%となった。国債発行額、国債依存度、赤字国債発行比率、この何れをみても平成10年度以降は昭和50年代とは全く異なっている。

3. 累増する政府債務残高

国債発行額が年を追って増加していくと、借換債発行額、国債発行残高、国債費も必然的に増加していく。図表12によって借換債発行額の推移をみると、平成10年度の借換債発行額は42.4兆円だったが、平成22年度には102.6兆円となり新規国債発行額44.3兆円の2.3倍に達する。

国債残高の推移をみると、平成10年度から急激に増加し平成11年度には331兆円、平成14年度には420兆円、平成17年度には527兆円、平成22年度は637兆円となっている。国債残高の対GDP比をみると、それぞれ66.4%、86%、104.6%、平成22年度には134%に達した。昭和63年度の国債発行残高157兆円、国債発行残高の対GDP比40.5%と比較する時、平成10年度以降の推移は驚くべき変化といわねばならな

い。

国債発行残高は急激に増加しているものの、一般会計に占める国債費の割合は平成10年度22.2%、平成22年度も22.4%と一定している。これは、過去10年以上にわたり長期金利が低下を続けているからである。長期金利が上昇に転じた時、国債費は急激に増加する。というのも、長期金利の上昇は新規国債発行だけでなく借換債発行にも直接に影響するからだ。

図表11と図表12の比較で留意すべき点は、財投債の扱いである。図表11の国債発行額は一般会計から発行される新規国債だけであったが、図表12の国債発行額は新規国債と借換債、更に財投債が加わっている。財投債とは財政融資資金特別会計が資金調達のため発行する国債である。ただし、財投債の元利償還は財政融資資金による独立行政法人の貸付金回収によるもので、政府保証があるものの租税を担保としていない。このため、同じく国債であっても財投債は一般政府の債務には分類されていない。従って、図表12の国債残高や国債費には財投債は含まれず、また、国債費には財投債はふくまれていない。財投債残高は別扱いで、普通債の国債残高と合算すると、平成22年度の国債残高は普通債残高637兆円と財投債残高130兆円の合計、実に767兆円となる。

図表13は、政府債務の国際比較である。財政収支の国際比較では、長年、日本が最悪であったが、この数年についてはアメリカがイラク戦争とリーマンショックの対応で最悪である。日本はアメリカ、イギリスに次いでフローの債務は大きい。債務残高、純債務残高をみると、日本は断トツの最悪国である。IMFの「世界財政調査」によると事態は更に深刻で、2015年の一般政府総債務残高の対GDP比は250%と推

図表13 政府債務の国債比較

1 財政収支の国際比較(対GDP比)

(対GDP比, %)

| 暦年 | 1995 | 1996 | 1997 | 1998 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|
| 日本 | ▲6.7 | ▲6.9 | ▲5.8 | ▲7.2 | ▲8.5 | ▲8.2 | ▲6.5 | ▲7.9 | ▲8.0 | ▲6.6 | ▲5.2 | ▲3.5 | ▲2.8 | ▲3.4 | ▲8.4 | ▲8.0 |
| 米国 | ▲4.1 | ▲3.2 | ▲1.9 | ▲0.9 | ▲0.7 | ▲0.1 | ▲2.2 | ▲5.5 | ▲6.3 | ▲5.8 | ▲4.6 | ▲3.6 | ▲4.2 | ▲7.7 | ▲11.9 | ▲11.6 |
| 英国 | ▲5.8 | ▲4.2 | ▲2.2 | ▲0.1 | 0.9 | 3.7 | 0.6 | ▲2.0 | ▲3.7 | ▲3.6 | ▲3.3 | ▲2.7 | ▲2.7 | ▲4.9 | ▲11.3 | ▲11.5 |
| ドイツ | ▲9.7 | ▲3.3 | ▲2.6 | ▲2.2 | ▲1.5 | 1.3 | ▲2.8 | ▲3.6 | ▲4.0 | ▲3.8 | ▲3.3 | ▲1.6 | 0.2 | 0.0 | ▲3.3 | ▲5.4 |
| フランス | ▲5.5 | ▲4.0 | ▲3.3 | ▲2.6 | ▲1.8 | ▲1.5 | ▲1.6 | ▲3.2 | ▲4.1 | ▲3.6 | ▲3.0 | ▲2.3 | ▲2.7 | ▲3.3 | ▲7.6 | ▲7.8 |
| イタリア | ▲7.4 | ▲7.0 | ▲2.7 | ▲3.1 | ▲1.8 | ▲0.9 | ▲3.1 | ▲3.0 | ▲3.5 | ▲3.6 | ▲4.4 | ▲3.3 | ▲1.5 | ▲2.7 | ▲5.2 | ▲5.2 |
| カナダ | ▲5.3 | ▲2.8 | 0.2 | 0.1 | 1.6 | 2.9 | 0.7 | ▲0.1 | ▲0.1 | 0.9 | 1.5 | 1.6 | 1.6 | 0.1 | ▲5.1 | ▲3.4 |

2 債務残高の国際比較(対GDP比)

(対GDP比, %)

| 暦年 | 1995 | 1996 | 1997 | 1998 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 日本 | 86.2 | 93.8 | 100.5 | 113.2 | 127.0 | 135.4 | 143.7 | 152.3 | 158.0 | 165.5 | 175.3 | 172.1 | 167.0 | 173.8 | 192.9 | 199.2 |
| 米国 | 70.6 | 69.8 | 67.4 | 64.1 | 60.4 | 54.5 | 54.4 | 56.8 | 60.1 | 61.1 | 61.4 | 60.9 | 61.9 | 70.4 | 83.0 | 89.6 |
| 英国 | 51.6 | 51.2 | 52.0 | 52.5 | 47.4 | 45.1 | 40.4 | 40.8 | 41.5 | 43.8 | 46.4 | 46.1 | 47.4 | 56.9 | 72.3 | 82.3 |
| ドイツ | 55.7 | 58.8 | 60.3 | 62.2 | 61.5 | 60.4 | 59.7 | 62.1 | 65.3 | 68.7 | 71.1 | 69.2 | 65.3 | 68.8 | 76.2 | 80.9 |
| フランス | 62.7 | 66.3 | 68.8 | 70.3 | 66.8 | 65.6 | 64.3 | 67.3 | 71.4 | 73.9 | 75.7 | 70.9 | 69.9 | 75.7 | 86.3 | 93.8 |
| イタリア | 122.5 | 128.9 | 130.3 | 132.6 | 126.4 | 121.6 | 120.8 | 119.4 | 116.8 | 117.3 | 119.9 | 117.1 | 112.4 | 114.7 | 128.8 | 132.0 |
| カナダ | 101.6 | 101.7 | 96.3 | 95.2 | 91.4 | 82.1 | 82.7 | 80.6 | 76.6 | 72.6 | 71.6 | 69.5 | 65.0 | 69.7 | 82.5 | 81.7 |

3 純債務残高の国際比較(対GDP比)

(対GDP比, %)

| 暦年 | 1995 | 1996 | 1997 | 1998 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 |
|------|------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|
| 日本 | 23.8 | 29.2 | 34.8 | 46.2 | 53.8 | 60.4 | 66.3 | 72.6 | 76.5 | 82.7 | 84.6 | 84.3 | 81.5 | 94.9 | 108.3 | 114.9 |
| 米国 | 53.7 | 51.9 | 48.8 | 44.8 | 40.1 | 35.3 | 34.6 | 37.2 | 40.4 | 42.0 | 42.4 | 41.7 | 42.2 | 47.0 | 58.2 | 66.6 |
| 英国 | 26.3 | 27.9 | 30.6 | 32.6 | 29.0 | 26.8 | 23.2 | 23.7 | 23.9 | 25.9 | 27.1 | 27.7 | 28.8 | 32.8 | 43.5 | 53.5 |
| ドイツ | 30.3 | 33.2 | 33.0 | 36.7 | 35.2 | 34.4 | 36.7 | 40.8 | 43.5 | 47.5 | 49.8 | 47.9 | 42.9 | 45.0 | 48.3 | 52.7 |
| フランス | 37.5 | 41.8 | 42.3 | 40.6 | 33.5 | 35.1 | 36.7 | 41.8 | 44.2 | 45.3 | 43.2 | 37.2 | 34.0 | 44.3 | 50.6 | 57.2 |
| イタリア | 99.0 | 104.5 | 104.6 | 107.0 | 101.1 | 95.5 | 96.3 | 95.7 | 92.7 | 92.4 | 93.7 | 90.6 | 87.1 | 89.9 | 101.0 | 104.1 |
| カナダ | 70.7 | 70.0 | 64.7 | 60.8 | 55.8 | 46.2 | 44.3 | 42.6 | 38.7 | 35.2 | 31.0 | 26.2 | 23.1 | 22.4 | 28.9 | 30.3 |

4 一般政府総債務残高対GDP比の国際比較(IMF「世界財政調査」2010年5月版)

(GDP比, %)

| 暦年末 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2014 | 2015 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 日本 | 187.7 | 194.7 | 217.7 | 227.1 | 234.6 | 247.7 | 250.0 |
| 米国 | 62.1 | 70.6 | 83.2 | 92.6 | 97.4 | 106.4 | 109.7 |
| 英国 | 44.1 | 52.0 | 68.2 | 78.2 | 84.9 | 90.7 | 90.6 |
| ドイツ | 65.0 | 65.9 | 72.5 | 76.7 | 79.6 | 82.0 | 81.5 |
| フランス | 63.8 | 67.5 | 77.4 | 84.2 | 88.6 | 94.3 | 94.8 |
| イタリア | 103.4 | 106.0 | 115.8 | 118.6 | 120.5 | 123.9 | 124.7 |
| カナダ | 65.0 | 69.7 | 82.5 | 83.3 | 82.0 | 74.2 | 71.2 |
| G20平均 | 61.3 | 64.0 | 72.5 | 76.8 | 79.1 | 82.2 | 82.5 |

5 PIIGS諸国との国際比較

■ 財政収支対GDP比

| | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 |
|---------|------|------|-------|-------|-------|
| ポルトガル | ▲2.6 | ▲2.8 | ▲9.4 | ▲8.5 | ▲7.9 |
| アイルランド | 0.1 | ▲7.3 | ▲14.3 | ▲11.7 | ▲12.1 |
| イタリア | ▲1.5 | ▲2.7 | ▲5.3 | ▲5.3 | ▲5.0 |
| ギリシャ | ▲5.1 | ▲7.7 | ▲13.6 | ▲9.3 | ▲9.9 |
| スペイン | 1.9 | ▲4.1 | ▲11.2 | ▲9.8 | ▲8.8 |
| (参考) 日本 | ▲2.7 | ▲4.9 | ▲10.2 | ▲8.7 | ▲7.8 |

■ 債務残高対GDP比

| | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ポルトガル | 63.6 | 66.3 | 76.8 | 85.8 | 91.1 |
| アイルランド | 25.0 | 43.9 | 64.0 | 77.3 | 87.3 |
| イタリア | 103.5 | 106.1 | 115.8 | 118.2 | 118.9 |
| ギリシャ | 95.7 | 99.2 | 115.1 | 124.9 | 133.9 |
| スペイン | 36.2 | 39.7 | 53.2 | 64.9 | 72.5 |
| (参考) 日本 | 149 | 156 | 172 | 181 | — |

〔出所〕 財務省「日本の財政関係資料」平成22年8月。

測され、イタリアの124%の2倍となっている。

リーマンショックも覚めやらぬ2010年4月、ギリシャの財政危機が勃発した。ギリシャの財政危機は「目覚まし時計」となってPIIGS諸国に波及しているが、日本と比較すると、PIIGS諸国の財政収支、債務残高は軽微とえよう。

ギリシャの財政危機が契機となって、世界各国はソブリンリスクに強い関心を払うようになった。2010年6月に開催されたG20トロントサミットでは、財政健全化のに向けた宣言を採択した。そして、先進国は2013年までに少なくとも赤字を半減させ、2016年までに政府債務の対GDP比を安定又は低下させる財政計画を作成することに同意した。ところが、日本は例外扱いとなった。「日本の状況を認識し、我々は成長政策とともに最近発表された日本政府の財政健全化計画を歓迎する」として、財政再建の期限を設けなかった。日本の政府債務は世界最悪だから、先進国並みの健全化計画を策定することは困難だということである。何とも不名誉な扱いというべきであろう。

4. 財務省の「国債残高の増加要因」分析

財務省は平成22年8月、平成2年度末から22年度末までの期間、如何なる要因で国債残高が累増したか、増加要因を分析したチャートを公表した。このチャートが図表14である。図表14を読み解くことにより、国債残高の増加要因について検討してみたい。

平成2年度から22年度末までの公債残高増加額は471兆円である（前掲図表12参照）。公債残高増加額471兆円には平成2年度の収支差による57兆円、その他要因（国鉄など債務承継な

ど）の53兆円が含まれている。公債残高増加額471兆円から、上記の二つを差引くと361兆円となる。図表14では、この361兆円の増加要因と推移が図示されている。一覧して分かりやすくするため式で表すと以下ようになる。

$$\text{国債増加額} = \text{平成22年度国債残高} - \text{平成2年度国債残高} = 637\text{兆円} - 166\text{兆円} = 471\text{兆円}$$

$$\text{歳出増と税収減による国債増加額} = \text{国債増加額} - \text{平成2年度収支差} - \text{その他要因} = 471\text{兆円} - 57\text{兆円} - 53\text{兆円} = 361\text{兆円}$$

$$\text{純増額内訳} = \text{歳出の増加要因} + \text{税収減要因} = 192\text{兆円} + 169\text{兆円} = 361\text{兆円}$$

$$\text{歳出の増加要因} = \text{公共事業費} + \text{社会保障費} - \text{その他歳出} = \text{約}62\text{兆円} + \text{約}148\text{兆円} - 18\text{兆円} = 192\text{兆円}$$

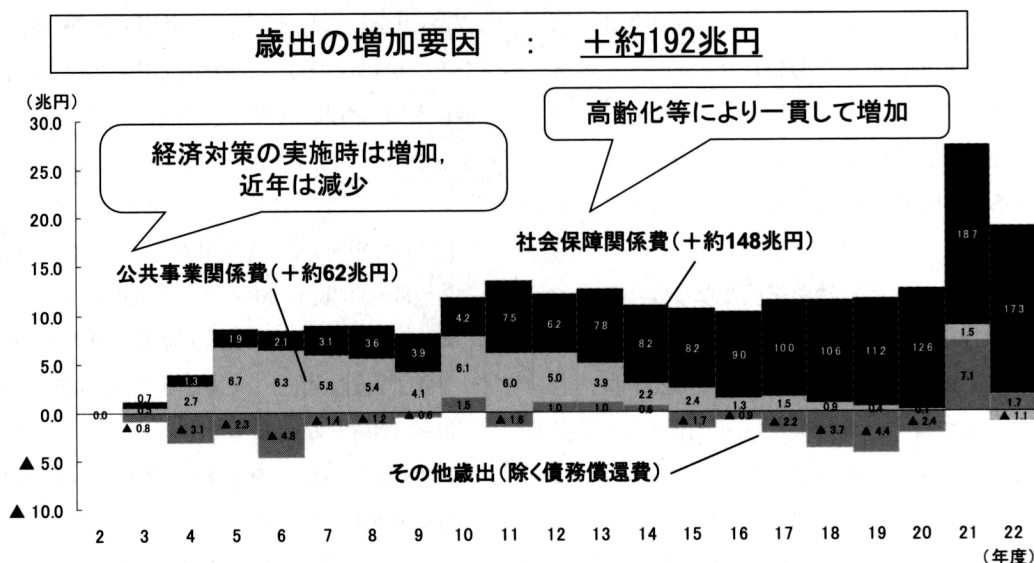
$$\text{税収減} = (\text{景気低迷による税収減} + \text{特別減税と恒久減税} + \text{累進課税率のフラット化}) - \text{その他収入} = 211\text{兆円} - 41\text{兆円} = 169\text{兆円}$$

財務省の分析が示していることは、税制改革による減税がなければ、また、公共事業費の増加を抑えることができれば、政府債務の膨張は避けられた、ということである。更に言えば、社会保障費増加分に対応する消費税の引き上げがあれば、健全財政を維持することができた、ということであろう。

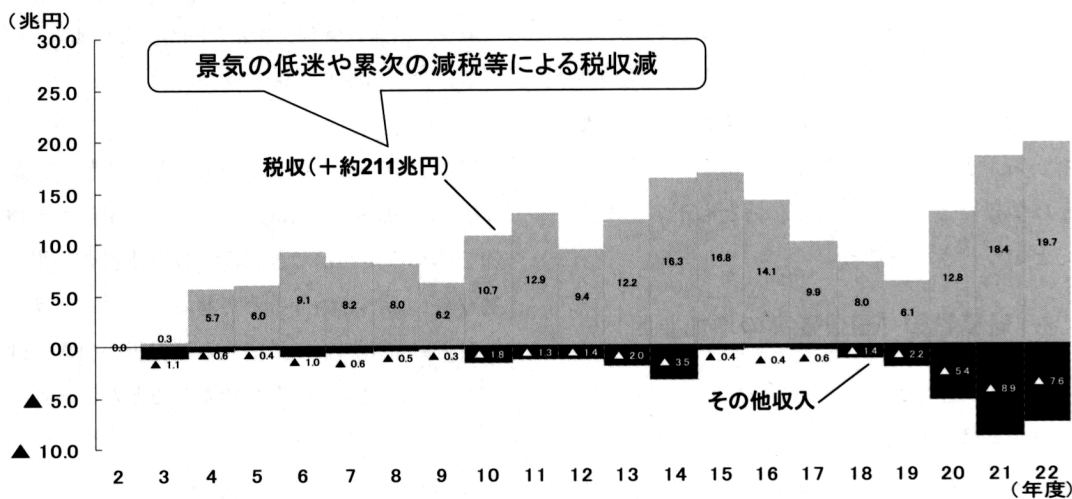
むすびに代えて

平成時代にみる財政支出の膨張は、まず、社会保障関係費の膨張であった。次いで、平成5年度からほぼ13年度までの公共事業費の驚くべき増額である。平成5年度からほぼ13年度までの間、公共事業費の補正予算は当初予算を大幅に上回った。平成21年度・22年度には政権交代

図表14 公債残高の増加要因 (平成2年度末~平成22年度末)



税収等の減少要因 : +約169兆円



(注) 平成21年度までは決算額, 22年度は当初予算。
 [出所] 財務省「日本の財政関係資料」平成22年8月。

とマニフェストによって財政支出は更に膨張し、財政構造は新たな局面を迎えることになる。

財政支出の膨張と対照的に税収入は減少を続

けている。重ねて強調するが、税収入の減少は単に循環的要因によるだけでなく、構造的要因に起因している。すなわち、相次ぐ特別減税と恒久減税、所得税と資産税の累進税率の引き下

げである。更に、消費税は政治経済学の問題となり、歳出構造と歳入構造、税体系の中で消費税を位置づける議論が全くなされてない。今日、消費税の引き上げの議論はタブーとなってしまった。

財政支出が膨張し、租税収入が減少すれば、不足する財源は国債発行で調達せざるをえない。加えて、減税によって生じた歳入不足を国債発行によって補填した。日本の政府債務が短期間で世界最悪になった根本原因は、財政支出拡大の放置、および、税収入を確保する努力を放棄した帰結、と言わざるを得ない。そして今日、財源調達問題を棚上げにし、消費税の引上げ問題をタブー視し、更なる財政膨張が予定されている。政府債務の膨張に歯止めがかからない。政府債務が世界最悪になったのは、こうした財政構造の必然的な帰結である。

2010年11月20日のロンドンエコノミスト誌は「未知の領域に踏み込む日本」と題する日本特集を組んだ。そして、少子高齢化と財政問題が大きな問題と指摘している⁷⁾。改めて現在の財政構造を分析し、歳出構造と歳入構造の特徴と問題点を洗い出し、ここでの問題点を広く共有することが必要な課題と思われる。国債管理政策と財政規律、国債発行限度額の問題等については別稿の課題である。

注

- 1) この点について、鈴木将之「所得税をめぐる環境とそ

の見直し」『Economic Trends』(2010年7月22日)では、次のように分析している。「所得税の問題点として、所得税収の減少があげられる(資料1)。雇用量の伸び悩みを背景にしているものの、消費税導入や税率引き上げの際に行われた所得税減税が税収を大きく減少させている。足元の所得税収は、1990年代のピークから約10兆円も減少している。税収に占める所得税の割合は低下し、所得税が基幹税としての役割を十分に果たしているとはいえない。そのため、所得税の見直しもとめられている(同上1頁)。そして、資料1では、1990年を境に雇用量と所得税収が対照的なカーブを描いていることを図示している。

- 2) 宮沢喜一大蔵大臣の提案理由説明
- 3) 日本経済新聞 平成22年9月12日
- 4) 石弘光「消費税の政治経済学」日本経済新聞社 2009年 164頁
- 5) 日本経済新聞 平成23年1月24日
- 6) 日本経済新聞 平成23年1月28日
- 7) "Special report : Japan, Into the unknown" *The Economist* no.20, 2010

参 考 文 献

- 石弘光「消費税の政治経済学」日本経済新聞社 2009年
- 大蔵省理財局編『国債』昭和58年、昭和63年、平成2年、平成4年、平成7年
- 財務省「日本の財政関係資料」平成22年
- 財務省「財政関係基礎データ」平成22年11月
- 財務省「各年度別の税制改正の内容」
- 財務省「各種税金の資料」
- 財務省「債務管理レポート」2010年
- 財政政策研究会編『これからの財政と国債発行』昭和60年版～平成3年版
- 財政政策研究会・大蔵財務協会編『財政データブック』平成4年版～平成15年版
- 税制調査会「平成11年度の税制改正に関する答申」
- 「平成11年度税制改正の諸問題」
- (当研究所特別嘱託研究員)